審　査　基　準

平成６年 10 月１日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　項：第 63 条第７項
処 分 の 概 要：故障車両の整備確認
原権者（委任先）：警察署長（交通部高速道路交通警察隊長を含む。） 車両の整備に係る事項について権限を有する行政庁
法 令 の 定 め： 道路運送車両の保安基準
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：１日
申　　請　　先：申請書は、整備通告書交付者の所属する警察署の交通課窓口（高速自動車国道に係るものについては、交通部高速道路交通警察隊本隊又は各分駐隊）に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通指導課　企画指導係（電話 025-285-0110 内線 5122）
備　　考：